

工事関係者の皆様へ
解体等の工事に伴う給水装置破損事故の予防のお願い

最近、建物等の解体工事において、給水装置（水道管等）の破損による漏水事故のトラブルが増えています。工事関係者の皆様は、下記の注意事項に留意していただき、給水装置の損傷・破損事故の予防にご協力をお願いします。

【事前の確認】

- 解体工事の際に給水装置を撤去する場合は、事前に大竹市上下水道局に給水装置工事（撤去）の申し込みが必要です。
- 工事（撤去）は、大竹市の水道指定工事店以外はできません。必ず水道指定工事店に依頼してください。
- 敷地内の給水装置の設置場所を確認してください。閲覧による確認は、上下水道局でできます。
- 工事を開始する前に、止水栓・メーターの位置の確認、メーターボックス内にある止水栓が正常に機能するかの確認をして下さい。

【施工の当日】

- 作業員に給水装置の位置を確認させるとともに、破損事故のないよう慎重に施工してください。
- 宅地内の給水装置は、浅いところに埋設されている場合があるので注意してください。

【注意事項】

- 給水装置を破損させた場合は、止水栓ボックスやメーターボックス内の止水栓を回し、まずは止水してください。
- 止水栓等で止水できない場合は、速やかに大竹市水道指定工事店に修理工事を依頼してください。
- 解体等の工事により水道本管（配水管）から分岐した第1止水栓までの給水管において、損傷・破損を与え漏水が発生した場合は、速やかに大竹市上下水道局にご連絡ください。また、速やかに大竹市水道指定工事店へ修理工事の依頼をしてください。大竹市水道指定工事店に心当たりがない場合は、大竹市上下水道局へご連絡ください。尚、修理工事にかかる費用及び大竹市上下水道局に対する補償費（職員立会費、損失水量費、給水費等）は、原因者に負担していただきます。

※大竹市水道指定工事店は、ホームページからも確認できます。

大竹市 ホーム>組織から探す>上下水道>上下水道局>業務案内>事業者の方
>工事指定店一覧>上水道工事指定店一覧表

- 水道メータは大竹市上下水道局の所有物です。紛失・破損させた場合は弁償していただきます。
- 給水装置工事（撤去）の申し込みをせずに工事（撤去）を行った場合、行政罰（5万円以下の過料）を科すこととなりますのでご注意ください。

※詳細につきましては、大竹市上下水道局工務課にお問い合わせください。

問合せ先 大竹市上下水道局工務課
所在地：大竹市小方1-11-1
電話：0827-59-2192